9 月

日	月	火	水	木	金	±
		1	2	3	4	5
6	7	1 8	9	3 10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

T555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.com

ホームページ http://www.seko-tax.com/

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第89号を発行させていただきます。 9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続きそうです。 今年は、コロナウイルス感染症拡大の影響でマスクをす る機会も多いので、外出する際にはお気をつけください。 今月は、先月に琵琶湖の中にある竹生島に行った際に 撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、竹生島の船着き場からの景色です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制の拡充 について、小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型 についてを書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 テレワーク等のための中小企業の設備投資税 制の拡充 について 今回は、コロナウイルス感染症拡大に伴い、その対策 としてテレワーク等の設備を取得した場合に適用できる 「中小企業経営強化税制」についてご紹介いたします。

概要

- ・中小企業等が、テレワーク等のための設備の取得 等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を 受けることができるようになりました。
- ・具体的には、以下の設備について、経済産業大臣 の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等 をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の 7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の 税額控除をすることができます。

デジタル化設備

類型	新たな類型 (デジタル化設備)
要件	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを 可能にする設備
対象設備	機械装置・工具・器具備品・建物附属設備・ソフトウエア

遠隔操作

1	デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
2	以下のいずれかを目的とすること

- A) 事業を非対面で行うことができるように すること
- B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

可視化

1	データの集約・分析を、デジタル技術を用い
	て行うこと
2	1のデータが、現在行っている事業や事業プ
	ロセスに関係するものであること
3	1により事業プロセスに関する最新の状況
	を把握し経営資源等の最適化*を行うこと
	ができるようにすること

*「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

自動制御化

1 デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的 に指令を行うことができるようにすること2 1の指令が、現在行っている事業プロセスに 関する経営資源等を最適化するためのもの であること



(写真は、竹生島の宝厳寺の境内からの眺めです)

手続き等について

テレワーク等の設備の取得をする前に「経営力向上 計画」を申請して受理されていることが必要になり ます。

- *「経営力向上計画」の申請には、「経営革新等支援機関」として認定された税理士等のサポートが必要になりますので、対象となるテレワーク等の設備取得をご検討される事業者様は、設備取得される前に「経営革新等支援機関」にご相談をお願いします。
- *当事務所は、「経営革新等支援機関」として認定を受けておりますので、ご相談いただければご対応させていただきます。

【参考文献】

- ・財務省発行リーフレット「テレワーク等のための中小 企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡 充)」
- ・中小企業庁HP「テレワーク等を促進するために中小 企業経営強化税制が拡充されました」



(写真は、竹生島にある西国三十三所の第30番宝厳寺の本堂です)

3 小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応 型 について

コロナ特別対応型 (事業再開枠)

事業の目的

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画 に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の 取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガ イドライン等に照らして事業を継続する上で必要 最小限の感染防止対策を行う取組について補助す るものです。

加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる 業種(以下、「特例事業者」という) については、 さらに上限 50 万円上乗せします。

補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に所在する小規模 事業者等(単独または複数の小規模事業者等)であ り、小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型 >の申請を行う者であることとします。

商業・サービス業(宿泊	常時使用する従業員の
業・娯楽業除く)	数 5人以下
サービス業のうち宿泊	常時使用する従業員の
業・娯楽業	数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の
	数 20人以下



(写真は、竹生島にある西国三十三所の第30番宝厳寺の唐門と観音堂です)

補助対象事業

補助対象となる事業は、次の(1)に掲げる要件を満たす事業であることとします。

- (1) 自らの事業が該当する業種別ガイドライン *に基づいた感染拡大予防のために行う感 染防止対策の取組であること。
- *1 「業種別ガイドライン」とは、業種(業界)ごとに、感染 拡大予防を行うために策定したガイドラインのこと。

(参考URL) https://corona.go.jp

*2 該当する業種別ガイドラインが策定されていない業種に おいても、下記対象経費は補助対象となります。

<取組事例>

「事業再開枠: 感染防止対策」の取組事例イメージ」

・消毒設備(除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、 紫外線照射機等)の購入、消毒作業の外注、消毒

液・アルコール液の購入

- ・*マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネッ* ト*の購入*
- ・清掃作業の外注、<u>手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・</u> *漂白剤の購入*
- ・*アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリー ン・フロアマーカー*の購入、施工
- ・換気設備(換気扇、空気清浄機等)の購入、施工
- ・クリーニングの外注、<u>トイレ用ペーパータオル・</u> <u>使い捨てアメニティ用品の購入</u>、従業員指導等の ための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キー レスシステム・インターホン・コイントレー・携 帯型アルコール検知器の購入
- ・ポスター、チラシの外注・印刷費(従業員又は顧客に感染防止を呼び掛けるものに限る)

*消耗品(下線)は、2020年5月14日以降補助対象期限まで に購入及び使用したものに限ります。なお、「受払簿(任意様 式)」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理 する必要があります。



(写真は、竹生島にある西国三十三所の第30番宝厳寺の唐門と観音堂です)

補助対象経費

- (1) 補助対象となる経費は、次の①~③の条件をすべて満たすものとなります。
 - ① 使用目的が本事業の遂行に必要なもの と明確に特定できる経費
 - ② 2020年5月14日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費
 - ③ 証拠資料等によって支払金額が確認で

きる経費 (2) 補助対象となる経費について 補助対象となる経費は、補助事業期間中 に発生する、感染防止対策の取組に要する 費用の支出に限られます。補助事業実施期 間中に実際に使用し、感染防止対策の取組 をしたという実績報告が必要となります。 ただし、今回の公募においては、特例とし て、2020年5月14日以降に発生した経費 を遡って補助対象経費として認めます。 (3) 感染防止対策の取組において、補助対象と なる経費は次に掲げる経費であり、これ以 外の経費は本事業の対象外となります。ま た、業種別ガイドラインに明確に記載があ る場合は補助対象となります。

経費内容

消毒費	消毒設備(除菌剤の噴霧装置、オゾン発生
用	装置、紫外線照射機等)の購入費、消毒作
	業の外注費、 <u>消毒液・アルコール液の購入</u>
	麦
マスク	マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘ
費用	アネットの購入費
清掃費	清掃作業の外注費、 <u>手袋・ゴミ袋・石けん・</u>
用	洗浄剤・漂白剤の購入費
飛沫対	アクリル板・透明ビニールシート・防護ス
策費用	<u>クリーン・フロアマーカー</u> の購入費・施工
	費
換気費	換気設備 (換気扇、空気清浄機等) の購入
換気費 用	換気設備 (換気扇、空気清浄機等) の購入 費
用	費
用その他	費 ユニフォームのクリーニング外注費、 <u>ト</u>
その他衛生管	費 ユニフォームのクリーニング外注費、 <u>ト</u> <u>イレ用ペーパータオル・使い捨てアメニ</u>
その他衛生管	費 ユニフォームのクリーニング外注費、 <u>ト</u> <i>イレ用ペーパータオル・使い捨てアメニ ティ用品の購入費</i> 、従業員指導等のため
その他衛生管	費 ユニフォームのクリーニング外注費、 <u>ト</u> <u>イレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費</u> 、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・
その他衛生管	費 ユニフォームのクリーニング外注費、 <u>ト</u> <u>イレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費</u> 、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイン
その他衛生管	費 コニフォームのクリーニング外注費、 <u>ト</u> イレ用ペーパータオル・使い捨てアメニ ティ用品の購入費、従業員指導等のため の専門家活用費、体温計・サーモカメラ・ キーレスシステム・インターホン・コイン トレー・携帯型アルコール検知器の購入
用 その他 衛生管 理費用	費 ユニフォームのクリーニング外注費、

*上記に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。また、上記に掲げる経費においても対象とならない場合

があります。

補助率等

補助率	業種別ガイドラインに基づく感染防止対
	策の費用(補助対象経費で定めるものに
	限る):定額
補助上	50万円 (特例事業者を除く)
限額	100万円 (特例事業者のみ*)
	*ただし、小規模事業者持続化補助金<コロ
	ナ特別対応型>の交付決定額を超えない範囲
	とします。

【参考文献】

・日本商工会議所令和2年度補正予算 小規模事業者持 続化補助金コロナ特別対応型 公募要領



(竹生島からの眺めです)

4 編集後記

今月の事務所便りは、新型コロナウイルス感染症拡大 のもとで中小企業等が利用できる補助金や税制の紹介に 紙面のスペースを割きましたので、税金以外のテーマを 取り上げることができませんでした。次号では、税金以 外のテーマも書けるように調整いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に関連する税制などの 説明をしなくてもいいようになって欲しいです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。